

No.	②③	分類	2-(1)-イ	資料名	同和問題の歴史について調べ、考えよう 1 同和問題の歴史について研究しよう	学年	全学年	領域	総合的な学習の時間
-----	----	----	---------	-----	--	----	-----	----	-----------

### 1 ねらい

中世から近代までの人権の歴史を科学的に理解し、差別されていた人々が社会や文化を支え、たくましく生きてきたことを知ることで、差別の不合理に気づき、差別解消への意欲を高める。

### 2 活用上の留意点

- 近年の部落史の研究により、中世においても差別されていた人々が存在していたことが明らかになっており、部落差別の起源を江戸時代とする考え方が見直されている。また、江戸時代では、差別されていた人々と百姓の間には、生活面での格差はなかったとの研究もある。  
ここでは、中世の民衆の「けがれ」意識により差別が形成されていったことや、江戸時代の幕藩体制下においては、人々の差別意識を基に身分制度が確立されたことに気づかせる。しかし、差別されていた人々は、厳しい差別の中でも社会や文化を支え、たくましく生きていたことを理解させたい。
- 学習にあたっては、学校や地域の実態や部落差別にかかわる生徒の意識や学習状況に応じた配慮が必要である。
- 「えた」「ひにん」という呼称が、差別用語であることを指導者は明確に認識し、生徒にそのことを理解させなければならない。また、授業においても、「えた」「ひにん」という呼称による説明を何度も行わず、「差別されていた人々」などに置き換えることも必要である。

### 3 展開例

#### 【展開1】 中世の差別について考えましょう。

##### <ねらい>

中世において「けがれ」意識に基づく差別が起こったことと差別されていた人々の生活を理解する。

##### <活動>

- ・差別されていた人々の文化への貢献を調べ話し合う。

#### 【研究課題・活動課題の例】

- ・「けがれ」と「きよめ」について調べよう。
- ・差別されていた人々の職業について調べよう。
- ・差別されていた人々の文化的な貢献について調べよう。

#### 【展開2】 江戸時代の差別や人々の暮らしについて考えましょう。

##### <ねらい>

身分制度の中で、差別されていた人々は社会や文化を支え、たくましく生きてきたことを理解する。

##### <活動>

- ・差別法令や差別されていた人々の生活などを調べ、話し合う。

#### 【研究課題・活動課題の例】

- ・幕府や各藩が出した差別法令の内容を調べよう。
- ・差別されていた人々の生活を調べよう。
- ・差別されていた村の人口が増加している理由を話し合おう。

#### 【展開3】 「解放令」について考えましょう。

##### <ねらい>

「解放令」が出され、差別されていた人々が、制度的な差別からは解放されたことを理解する。

##### <活動>

- ・明治新政府の政策や「解放令」のねらい、「解放令」が公布された後の人々の生活を調べる。

#### 【研究課題・活動課題の例】

- ・「解放令」が公布された理由を考えよう。
- ・「解放令」が公布された後の人々の生活を調べよう。
- ・「解放令」が公布されたのに差別がなくならなかった理由を話し合おう。

(1) 中世 – 民衆の中の差別意識と優れた文化を担った人々 –

①「穢れ」とは？

「浄、清浄」に対する観念で、「払われる（清められる）べき不浄」のことをいい、人や動物の死、女性の出血（出産、生理）などがその代表とされる。穢れは、伝染するものと考えられ、これに触れているとみなされた場合（「触穢」という）は、排除、忌避される。

平安時代以後、貴族を中心に死や血を忌み嫌う考え方が強くなり、民衆の中へ定着していった。明治政府の近代化政策の中で、廃止されたにもかかわらず、葬儀の後の「きよめ塩」や女人禁制など、今なお、慣習、習俗として残っている。また、六曜や世間体などの考え方の中には、差別につながるものがある。（「日本の歴史と人権問題」（解放出版社）から引用）

六曜

原則的に、「先勝」→「友引」→「先負」→「仏滅」→「大安」→「赤口」の順で巡ってくる。月初めの六曜は、旧暦1月1日：「先勝」、旧暦2月1日：「友引」、旧暦3月1日：「先負」、旧暦4月1日：「仏滅」、旧暦4月1日：「仏滅」、旧暦5月1日：「大安」、旧暦6月1日：「赤口」とする。以下同じように、旧暦7月1日：「先勝」…12月まで毎月1日の六曜が順番で繰り返される。

そして、旧暦1月1日：「先勝」、2日：「友引」、3日：「先負」、4日：「仏滅」、5日：「大安」、6日：「赤口」となり、以下単純に繰り返し、月末に打ち切る。

（「人権スキルブック」（兵庫県人権教育研究協議会）から引用）

②差別されていた人々が担っていた仕事や文化

- ・都市の清掃、葬儀などの町を清める仕事
- ・味噌や塩などの行商、皮革製造などの仕事
- ・運送、渡し船、飛脚などの交通関係の仕事
- ・屋根ふき、かべぬり、井戸ほり、石垣づくり、庭づくりなど土木関係の仕事
- ・猿楽、能楽などの芸能
- ・竹細工、履物づくり、武具づくりなどの仕事
- ・護衛、刑罰などの下級役人の仕事

（「三木の部落史に学ぶ」（三木市教育委員会）から引用）

(2) 近世 – 身分制度の中でたくましく生きた人々 –

①差別法令

【平伏など強制の差別法（播磨国 赤穂藩）】

御家中は申すに及ばず、村役人、身持ちなる者、往辺のみぎり、途中にて行き逢い候節は、冠物を取り、よけ道いたし、平伏すべし。野辺の細道に候はば、田畑の作間の谷間へよけ、平伏すべき事。

（「部落史資料と人権教育」（安達五男著）から引用）

この資料のように、兵庫県内においてもいくつかの差別法令が出された。江戸時代の後期になり、幕藩体制が揺らぎだすと、差別はより強化されていった。それに対して、差別を受けていた人々は、様々な形で立ち上がっていった。

②資料2 「江戸時代の人口の変化」のグラフについて

A：差別を受けていた村

B：農業を主な産業とする村

差別を受けていた村の人口が増加している理由は、その村の主要な産業が原因と考えられる。差別を受けていた村では、子どもが成人すると農業以外の多様な手工業や賃稼ぎに携わり、独立した家を形成したために人口増加につながったと考えられる。手工業のひとつに雪駄作りが挙げられる。雪駄は、草履に比べて丈夫であり、江戸時代の中期ごろからは、庶民も多く購入するようになった。雪駄が多く売れ経済力が高まり、養える人の数も増加していったと考えられる。

農業を主な産業とする村では、跡継ぎ以外の子は、家を出て小作人になるか町へ奉公に出ていくため、基本的には人口は増加していない。

### ③現在の教科書記述について

かつては、江戸時代の身分制度を「士農工商」で表し、さらに低い身分として「えた」「ひにん」を置いたというものであった。しかし、部落史研究の深まりにより、次のことが明らかになってきた。

江戸時代には、「士農工商」という身分制度はなく、この時代の身分は、「武士」と「百姓・町人」であり百姓と町人の間には身分の序列はなかった。差別されていた人々は、社会から排除されることがあった。中世からの「穢れ意識に基づく<sup>せんしかん</sup>賤視観」をもとに、幕府の政治権力の介入により被差別身分が成立していった。

#### 江戸時代の身分制度

##### 武士と百姓・町人

江戸幕府は、豊臣秀吉が進めた兵農分離をもとに、人々を武士と百姓（農民など）・町人（商人・職人）の身分に分けて、身分の上下を強めました。

武士は、多数の民衆を支配する高い身分とされ、名字を名のることや、刀を差すこと（帯刀）などの特権が与えられました。また、同じ武士のなかでも、将軍から足軽まで、上下の関係が厳しく分けられました。身分や家柄に応じて、役職や住居、衣服などが決められていたうえ、身分は、その家の長男に代々受け継がれました。こうした身分制のしくみは、民衆の間にも広められました。しだいに「家」の制度が重んじられ、女性の地位を男性より低くみなす考え方も強まりました。

##### 身分による差別

民衆のなかには、百姓・町人とは別に、えた・ひにんなどの身分とされた人々がいました。これらの人々は、幕府や藩の役人のもとで、犯罪者の取りしまりや処刑などの役目を担ったり、芸能にたずさわったりしました。えたの身分のなかには、農業を営んで年貢を納める者も多く、死んだ牛馬を処理する権利をもち、その皮革を加工する仕事や、履物づくりなどの仕事に従事する者もいました。

これらの人々は、社会や文化を支える役割を果たしていましたが、暮らしのうえではさまざまな差別を受けました。住む場所や服装、ほかの身分の人々との交際などを制限され、こうした差別は、幕府や藩の支配に都合よく利用されました。

（「中学社会歴史」（教育出版）から引用）

### (3) 近代 「解放令」と人々の暮らし

「解放令」の発布によって、被差別部落の人々は、法律や制度の上では平等になったが、経済状態はむしろ悪くなった。江戸時代には現金収入の糧であった死牛馬処理権を、差別される原因であるとして自ら放棄する者もあつたり、皮革関係産業に大きな資本が参入してくるなど被差別部落の産業は衰退していった。

明治政府は、「富国強兵」や「殖産興業」をスローガンとして次々に政策を打ち出したが、その財源は1873（明治6）年に発布された「地租改正」に基づき農民などから徴収された税金を充てた。小規模農家や被差別部落の人々は、ただでさえ少ない土地を次第に失っていき、多くの場合地主などに土地を売って小作人にならざるをえなかった。また、仕事を求めて都市へ流出する人もたくさん出てきた。

また、翌年には、「学制」が出され、その就学資金や学校建設費用にも多くの資金が必要になった。さらに、「徴兵制」により、働き手が多く奪われたことも痛手であった。

このように、被差別部落の人々は、従来の差別に加えて、貧困という重荷を背負うことになり、社会的な差別を助長していくことにもつながった。

（「三木の部落史を学ぶために」（三木市教育委員会）から引用）

No.	⑳	分類	2-(1)-イ	資料名	同和問題の歴史について調べ、考えよう 2 同和問題の解決に向けた取組について調べ、考えよう	学年	全学年	領域	総合的な学習の時間
-----	---	----	---------	-----	--	----	-----	----	-----------

### 1 ねらい

- 厳しい差別に負けることなく、差別解消に立ち向かった人々の思いや行動を考えることを通して、主体的に差別を解消しようとする態度を養う。

### 2 活用上の留意点

- 差別が制度化されていた江戸時代において、被差別部落の人々は「差別はおかしい」という強い意志のもと、差別を乗り越えようとたくましく生きていた。その思いが現れた例として、渋染一揆が挙げられる。その後、大正デモクラシーのなか、被差別部落の人々は自らの力で差別をなくそうと「全国水平社」を結成していった。そして戦後、日本国憲法のもとでの部落解放運動の高まりのなか、「同和問題の解決は国民的な課題である」という同和对策審議会答申が出され、同和問題を解決するための国民全体の取組を進めてきた。  
このような差別をなくすための取組の学習を通して、その人々の思いや願い、人間の尊厳を考え、主体的に差別を解消しようとする意欲や態度を育てたい。

### 3 展開例

【展開1】 渋染一揆について調べましょう。

【研究課題・活動課題の例】

<ねらい>  
差別に負けず立ち上がった人々の思いを共感的に理解する。  
<活動>  
・渋染一揆について調べ、人々の思いや成功した理由などを発表する。



・一揆を決める寄合の場面を想像し、シナリオをつくって、劇にしてみよう。  
・一揆に向かう人々とそれを見送る家族の様子をイラストにしてみよう。  
・なぜ一揆が成功したのかについて考えよう。

【展開2】 「全国水平社」について調べましょう。

【研究課題・活動課題の例】

<ねらい>  
被差別部落の人々は、全国水平社を結成し、自らの力で部落の解放をめざして立ち上がったことを理解する。  
<活動>  
・差別法令や差別されていた人々の生活などを調べ、話し合う。



・荊冠旗のイメージや意味を話し合おう。  
・「水平社」を立ち上げた人々を調べよう。  
・全国水平社創立大会に集まった人々の思いを考えよう。  
・「水平社宣言」を読んで宣言文に込められた思いを考えよう。  
・教科書無償化の取組について調べよう。

【展開3】 「同和对策審議会答申」以後の取組について調べましょう。

【研究課題・活動課題の例】

<ねらい>  
差別をなくすための国民全体の取組や、被差別部落の人々の思いや行動を理解する。  
<活動>  
・同和对策審議会答申や同和对策事業特別措置法の内容などを調べ、発表する。



・同和对策審議会答申の内容を調べよう。  
・同和对策事業特別措置法の内容を調べよう。  
・同和問題は、なぜ国民的課題であるか考えよう。  
・「統一応募用紙」の取組について調べよう。

### 4 参考

- 「部落史に学ぶ 新たな見方・考え方にたった学習の展開」(外川正明著 解放出版社)を参考とすることができる。

(1) 差別の撤回を求めた人々 - 渋染一揆 -

岡山藩では、出費の増大などにより、大坂商人からの借銀が増加していた。天保以後、あいつぐ自然災害による凶作のため、年貢の未納が増加し、さらに、黒船来航による房総半島警備の出費や兵制改革などのため、財政は一層危機に瀕した。藩は、これを克服するため、1855(安政2)年、29カ条の「御儉約御触書」を出した。最後の5カ条は被差別部落(以下「部落」という。)の人々を対象としたものであった。そのうち「着物の類は無紋・渋染・藍染に限る。」「雨天の時、村内の仲間の家へ行くときは、どろ足では迷惑だろうから、栗下駄を使用することは許す。ただし、顔見知りの百姓に出会ったら下駄をぬいで挨拶すること。他村へ行くときは下駄をはくことは許さない。」などというものであった。

この条文に対して藩内50余りの部落の人々は、何度も会合を開き歎願書を差し出すことを決め、知恵を出し合ってまとめあげ、郡会所へ差し出した。しかしながら、期待に反し、歎願書は差し戻された。その後、役人の厳しい強要に屈し「御儉約御触書」に請印する村々も出てきた。歎願の望みを断たれた人々は、岡山藩の筆頭家老である虫明の伊木若狭守忠澄に強訴をすることに踏み切った。

1856(安政3)年6月、八日市河原に結集した一揆勢は武器も持たずに整然と虫明に向かった。このことを知った伊木の軍勢は亀井戸に出張り、陣を構え、一揆勢は榎塚で伊木の軍勢と対峙した。二日間かけてねばり強く交渉した結果、歎願書の差し出しに成功した。以後、部落の人々が渋染・藍染の着物を強制されることはなかった。



福岡城跡  
一揆勢の集合地点となった

この行動は法度を犯すもので、藩の取り調べの結果12名が入牢となり、その内の6名は獄死した。その後、牢内外の部落の人々の歎願運動や協力者の働きにより二年後に釈放された。

封建制度の時代にあって、他に例を見ない人間の尊厳を守り抜く闘いであった。

別段お触書(最後の5カ条)

- 一、えた身分の着物の類は無紋・渋染・藍染に限ることは勿論のことである。  
しかしながら急いで仕替えては、かえって費用もかかり迷惑するであろうから、これまで持っている粗末な木綿の着物の類は、そのまま当分きてもよい、持っていて定紋付のものは着用してはならない。もとより、渋染・藍染の外は新調することは決していけない。
- 一、目明しどものことは、日頃の身なりがお百姓とは違っているの、着物の類のことはまずこれまで通りと心得るべきである。もっとも絹類を用いることは一切いけない。
- 一、雨天の時、隣家や村内の同輩等の家へ行くとき、どろ足では迷惑するであろうから、その様なときには栗下駄を使うことは許可する。しかし、顔見知りのお百姓に出会ったら下駄を脱ぎ挨拶をせよ。他村等の遠くへいくとき下駄を用いてはならない。
- 一、身分相応に暮らし年貢を未納していない家の女、子どもについては、格別竹の柄の白張傘を用いることを許す。
- 一、番役等を勤めている者どもが、他所や役目先に行くときには、まず、これまで通りと心得よ。勿論、絹類は一切着ることは許さない。

(岡山市渋染一揆資料館パンフレットから引用)



栗下駄  
栗材を用いた、農民手作りの下駄。栗材は、重くて堅いので細工が難しく、下駄材としては最低の物である。

## (2) 全国水平社の結成

大正デモクラシーとよばれる民主主義を求める時代の気運と米騒動で見られた大衆のエネルギーの高まりのなかで、政府が行う部落改善を画策する融和事業（運動）に対して、自主的な解放をめざす水平社運動が誕生した。西光万吉ら奈良県の被差別部落の青年たちを中心として、社会や政治権力に向かって部落差別の不当性を訴え、「部落解放は被差別部落民衆自身の手によってなしうるべきである。」との理念のもと、その創立に向けて取り組まれた。

1922（大正11）年3月3日、京都市岡崎公会堂で、「全国水平社創立大会」が開催された。当日は、日本国初の人権宣言といわれる「水平社宣言」を採択するなど、差別撤廃に向けて第一歩が踏み出された。この宣言は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれ、人間尊重の精神のもと被差別部落の人々の誇りと自覚を促すとともに、自らの力で団結して差別から解放をめざすことの大切さを訴えた。

水平社という名前は、阪本清一郎によって名づけられた。「水平」という言葉について阪本は、「あらゆる尺度というのは人間が作った。そしてその尺度によっていろいろな差がでてくる。絶対に差のできないものは水平である。平等を表現するのは水平ということば以外にない。」と語っている。また、水平社設立時の荆冠旗は、全国水平社創立者の一人西光万吉がデザインを考案し、赤い荆冠は受難と殉教の象徴とされ、黒い背景は差別のある厳しい世の中を意味しているといわれている。

### 【水平社宣言】

せんげん  
宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。  
長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかった事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されて来た罰であったのだ。そしてこれ等の人間を勤るかの如き運動は、かへって多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴望者であり、実行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり、男らしき産業的殉教者であったのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖かい人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあった。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかかわらうとする時代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。  
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤る事が何んであるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日 全国水平社創立大會

(※原文はルビなし)

### (3) 日本国憲法の制定と部落解放運動

#### ①日本国憲法の制定

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

#### ②統一応募用紙の取組

昭和40（1965）年、「同和对策審議会答申」は、職業選択の自由の保障には、就職の機会均等の保障が不可欠であるという認識に立ち、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害」であり、「市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり」、中でも「職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が、完全に保障されていないことが特に重大である」という見解を示した。

しかし、従来、高等学校の新規卒業者の採用時に使用される就職応募書類は、企業が一方的に記入を求める指定用紙が使われてきた。これを「社用紙」と呼び、家族構成やその職業、学歴や収入、居住地付近の地図を書かせるなど、差別的な身元調査の一因となっていた。

そこで、近畿高等学校進路指導連絡協議会は、昭和45（1970）年に就職差別につながるおそれのある項目を削除した「近畿統一応募用紙」を作成し、それを使用する取組を行った。そのことが全国的に広がり、労働省（現厚生労働省）及び文部省（現文部科学省）は、昭和48（1973）年に全国高等学校長協会の定めた「全国統一応募書類」を使用するよう通知した。平成9（1997）年に本籍、家族構成、色覚、胸囲が、平成17（2005）年に保護者氏名がそれぞれ削除された。

	現在の履歴書	旧来の履歴書
本人の履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名</li> <li>○現住所と連絡先</li> <li>○写真</li> <li>○学歴・職歴・取得資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名（改名の場合には改名の理由）</li> <li>○本籍（番地まで）</li> <li>○現住所と連絡先（居住年数なども記入）</li> <li>○写真</li> <li>○学歴・職歴・取得資格（受賞歴含む）</li> <li>○保護者氏名</li> </ul>
家族にかかわること	項目なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族構成（実・義、出身学校、職業、勤務年数、月収、健康などを含む）</li> <li>○親戚（氏名、年齢、出身学校、職業など）</li> <li>○自宅（見取図、交通機関、所要時間など）</li> <li>○資産・学資・身元保証人など</li> </ul>

兵庫労働局職業安定部長、兵庫県教育長から事業主への依頼（抜粋）（平成22（2010）年6月）  
平成22年度高等学校新規卒業予定者の就職応募書類等について

- 外国籍の生徒、父母又はそのどちらかのいない生徒や経済的に恵まれない生徒などの就職についても、不利にならないようご配慮をお願いします。
  - 特別支援学校高等部卒業生など、障害のある生徒の就職については、能力、特性を考慮し新たな職業開発も含めて、より積極的に適切な雇用の場が与えられるようご配慮をお願いします。
- ※その他、「男女雇用機会均等法」を踏まえ、「高等学校新規卒業予定者を対象とした募集も男女不問求人とし」、「男女双方に対する差別的取扱い」がないよう依頼している。

#### 【参考資料】

- 高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS」（平成23年 兵庫県教育委員会）  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/human-rights-new/newhumanrightsforstudent/new-human-rights-for-student-13.pdf>

No.	⑳	分類	2-(1)-イ	資料名	同和問題の歴史について調べ、考えよう 3 同和問題解決のため、私たちはどう していけばよいか話し合おう	学年	全学年	領域	総合的な学習の時間
-----	---	----	---------	-----	---	----	-----	----	-----------

### 1 ねらい

- 同和問題についての今日的な課題を理解し、その解決のためにどうすればよいかを話し合うことを通して、同和問題の解決への主体的な意欲や態度を養う。

### 2 活用上の留意点

- 今日までの様々な取組により、同和問題に対する理解、教育上の較差の解消、住環境の改善等は大きく進んできた。また、結婚問題に関しても、通婚が進むなど人々の意識も変わってきている。しかし、同和問題が完全に解決したわけではない。今日でも、結婚問題を中心に、同和地区への居住の敬遠、身元調査、インターネットを悪用した差別的な情報の掲載など問題事象が発生している。このような実態について認識を深めたい。
- あらゆる人権課題はその背景や構造において共通する部分がある。同和問題の解決のための取組を進めていくと同時に、他の人権課題について関心をもち、その解決をめざしていくことの必要性を認識させたい。

### 3 展開例

【展開1】 同和問題に関する現在の課題を調べましょう。

<ねらい>  
同和問題に関する現在の課題を理解する。  
<活動>  
・同和問題の課題について調べ、発表する。



#### 【研究課題・活動課題の例】

- ・本教育資料No.⑭「めぐり来る夏に」から、同和問題に関する現在の課題について考え話し合おう。

【展開2】 同和問題とは何か、自分の言葉で説明できるようにしましょう。

<ねらい>  
同和問題をはじめあらゆる人権課題に関心を持ち、正しい認識をもつことの必要性を認識する。  
<活動>  
・同和問題とは何か、自分で説明できるようにする。



#### 【研究課題・活動課題の例】

- ・資料11の人権課題のなかから、関心のあるものをあげてみよう。
- ・人権課題の中から、説明ができないものを取り上げ、調べてみよう。
- ・様々な人権課題に共通することを考えてみよう。

【展開3】 同和問題をはじめあらゆる人権課題を解決するための方法を考えましょう。

<ねらい>  
人権課題の解決のために自分にできることを考え、実践しようとする。  
<活動>  
・今の自分にできることを考え、意見交換をする。



#### 【研究課題・活動課題の例】

- ・同和問題はどうしたらなくなるか話し合おう。
- ・自分の家庭、地域、学級、学校をみつめ、困っていたり、つらい思いをしている人がいないか考え、その解決方法を探ろう。

## 参考資料

### Q 1 同和問題とは何ですか？

同和問題とは、国民の一部の人々が、歴史的な身分差別により、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活のいろいろな差別を受けている日本固有の人権問題です。被差別集落を「部落」と呼ぶことがあり、「同和問題」は「部落問題」とも言われます。

### Q 2 「部落」と「同和地区」は同じですか？

「部落」は「同和地区」ともよばれますが、「同和地区」という言葉は、被差別集落を指す行政用語で、同和対策事業が必要であると行政機関によって認定された地区です。しかし、歴史的に「部落」であると認識されている地区であっても、行政が「同和地区」と指定しなかった場合もあり、「部落」と「同和地区」は必ずしも一致するわけではありません。また、明治以降に形成された集落が周辺地域から差別を受け、同和地区に指定されたところもあります。差別される地域があるから同和問題があるのではなく、差別する人がいるから同和問題があるということを示しています。

### Q 3 「歴史的な身分差別」とはどのようなものですか？

社会科の教科書の江戸時代の記述によると、『百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。えた身分は、農業に従事して年貢をおさめたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、雑業などをして生活しました。また、犯罪者をとらえることや牢番など役人の下働きも役目として務めました。ひにん身分も、役人の下働きや芸能、雑業などで生活しました。これらの身分の人々は、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭礼にも参加できませんでした。また、幕府や藩により住む場所や職業を制限され、服装をはじめさまざまな制限を受けました。これは、これらの身分の人々に対する差別意識を強める働きをしました。』（『新しい社会歴史』（東京書籍））とあります。

しかし、部落差別が、江戸時代の初めに民衆を分断支配するために政治的につくられたというだけでは、誰がどのようにして被差別身分に組み込まれたのかという疑問が生まれることがあります。

現在の部落の人たちにつながる集団は、まず中世の社会的差別によってかたちづけられました。中世の被差別民には、雑芸能に従事した遊芸民や、清掃・死牛馬の処理・皮細工・物資の運送・染色・壁塗り・井戸掘・造園などの仕事に携わった河原者などがいました。こうした集団が各地に置かれていくわけですが、「けがれ」意識の広まりとともに人々の差別意識も強まっていきます。しかし、こうした人々の存在をぬきにしては、中世の商工業の発展や中世文化の創造は語れません。ただし、中世の被差別民が、すべて近世の被差別部落につながっているわけではなく、近世の権力者によるなんらかの事情（権力から危険人物とみなされた、皮革を確保するため、城を守る、あるいは街道筋の警察的役目・監視役をさせるため権力が必要とした、など）により、民衆の一部分が被差別身分にされたのです。

### Q 4 同和問題の歴史を教えるうえで留意すべきことは何ですか？

同和問題の歴史を、最近の歴史研究をふまえ、日本の歴史全体の流れのなかで考えることが必要です。

かつては、「士農工商」、「えた」、「ひにん」という言葉を使って教えていましたが、江戸時代にはこのような言葉は使われていませんでした。教科書の記述も変化してきています。悲惨さや貧困さを強調する記述がなくなり、経済的・文化的な豊かさを示す教科書もあります。また、「蘭学事始」等を引用して、人体の解剖に関する技能、知識を担っていたのは、差別された身分の人々であったことが明記されています。さらに、すべての教科書で、差別された人々が藩の差別政策に対して立ち上がった事例として「渋染一揆」について記述しています。

### Q 5 明治時代になって、解放令が出されたのに差別がなくならなかったのはなぜですか？

明治4(1871)年の布告では、差別をなくすための具体的な政策や生活改善が行われませんでした。

こうした状況のもと、明治時代の末から大正時代にかけて、部落の生活改善をめざした「部落改善運動」が先覚者たちの個人的な活動からはじまりました。

大正時代になると、同和地区住民による自主的な運動が展開されました。その代表的なものが大正11(1922)年に結成された「全国水平社」による運動でした。水平社運動と相前後して、行政関係者や民間の人たちが一体となって部落差別をなくしていく運動が推し進められてきました。これを「融和運動」といい、各府県にそれぞれ融和団体がつくられていきました。しかし、これらの運動は第二次世界大戦により埋没しました。

**Q 6 戦後の取組はどのようなものでしたか？**

戦後、食糧難や就職難のしわ寄せを受けた同和地区のなかには、就学期の子どもも働かざるをえないといった実態から、不就学・長期欠席の児童・生徒が多い状況がありました。それを解消するためには、就学体制を整えることや差別を払拭する教育の必要性が叫ばれ、水平社運動の流れをくむ「部落解放運動」がおり、同和教育も各地でめばえてきます。

昭和 28 年（1953）年、国の予算に戦後はじめて隣保館を設置する経費の補助金が計上され、その他の共同利用施設等の設置などの環境改善事業の予算が増額されました。しかしそれは部分的な対策にとどまりました。そこで部落問題解決のための国策樹立の声が高まり、昭和 36(1961) 年 11 月、総理府に同和対策審議会が設置されました。同和対策審議会は、3 年余にわたる審議の後、昭和 40(1965) 年 8 月に『同和対策審議会答申（同対策答申）』を行いました。この答申を受けて、昭和 44 (1969) 年『同和対策事業特別措置法』が制定され、以後 33 年間にわたり国や地方公共団体が各種の特別対策を講じた結果、進路や住宅など生活環境などの実態面は大きく改善され、教育や啓発も大きな成果をあげました。その結果、平成 14 (2002) 年 3 月には特別対策も終了し、既存の一般対策により対応することになりました。

**Q 7 部落差別の解消に向けた取組が、多くの人の生活改善に結びついたとはどういうことですか？**

昭和 36 (1961) 年に高知県長浜において、半農半漁の部落の母親たちが、憲法を学び、「義務教育は無償である」という権利意識に目覚めて、教科書が無償にする運動が生まれました。その結果、昭和 38 (1963) 年には、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が制定され、小・中学校の教科書が無償となりました。この教科書無償化への取組をはじめ、就職差別の解消に向けた「統一応募書類」の作成など、個別の人権課題への取組が、国民みんなの生活の改善につながることはたくさんあります。

**Q 8 いまでも部落差別はあるのですか？**

大きく改善はされてきましたが、残念ながら身元調査や結婚・就職差別を中心に今日でも課題が残されています。

また、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネットに掲載されるといふことも起きています。

**Q 9 学校で教えないほうが、部落差別はなくなるのではないのですか？**

「解放令」が出されてから「全国水平社」が設立されるまで、差別解消に向けた運動や取組はほとんどありませんでした。また、第二次世界大戦後、教科書に部落問題の記述はなく、特別措置法が出されるまで学校でもほとんど教えられませんでした。しかし、この間部落差別がなくなることはありませんでした。さらに差別事件も起こりました。差別を助長するような間違った情報によって部落差別に出会う人がいるのであれば、学校で、また、職場や地域で、不合理さに気づき、正しく理解し、偏見をなくすことが必要です。

**Q 10 校区に同和地区がない学校でも、同和教育は必要でしょうか？**

同和問題は同和地区外の人が同和地区の人を差別しなくなれば解決します。同和地区外の人々の学習こそが必要ですから、校区に同和地区がない学校でこそ、学習が必要だともいえます。同和地区はなくても、同和問題のない学校はないといえます。

しかし、当事者の悩みや願いが感じにくい状況では、知識だけの学習になったり、それがかえって差別を助長することがないように、教える側が自分と同和問題の関わりを語ったり、児童生徒が自分の問題としてとらえていけるような学習のあり方を研究したいものです。そして、人権教育を通して、人権問題全般の本質が見え、自分たちに身近にある差別やいじめに気づいていけるような学習でありたいものです。

**【参考文献】**

- 「知っていますか？ 同和教育一問一答第 2 版」（森 実著 解放出版社）
- 「部落史・部落問題学習のすすめかた」（藤里 晃著 解放出版社）
- 「日本の歴史と人権問題」（大阪人権歴史資料館編 解放出版社）
- 「人権文化をすすめるために」（兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会）